

Title	風景地の創出に関するノート : 国立公園制度の成立を事例として
Author(s)	荒山, 正彦
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1995, 29, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56563
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

風景地の創出に関するノート

——国立公園制度の成立を事例として——

荒山正彦

I はじめに

ニコルソン (1989) は、17世紀末から18世紀にかけて、主としてイギリスでみられた山へのあらたな意味や価値の付与を事例として、美的基準の近代的变化を明らかにした。すなわち、17世紀以前には、山々は醜い邪魔物としてネガティブな意味や価値が付与されていたが、望遠鏡や顕微鏡などの技術的な発達に象徴される近代科学の発展と普及によって、人々の世界観が大きく変化すると共に、山々が崇高な自然の風景としてみだされたことが明らかにされたのであった。またトマス (1992) は、18世紀後半までのイギリスにおいて成立した人間と自然との関係の歴史的な根拠を明らかにし、近代期における自然観の変遷を克明にあとづけた。本稿の目的は、これらの論考と問題意識を共有し、ある時代のコンテキストにおいて、自然の風景に付与された意味や価値の歴史的な根拠を明らかにしうるような、研究視点を提示することにある。

近代期において、わが国でも同様の風景観の変化がみられたことは、従来から指摘されてきた。このような風景観の変化は、様々な事例から実証することが可能であろう。本稿においては、ある風景をみいだした特定の社会的エリートを問題とするのではなく、社会的に共有されうる風景の成立を問題にしたいと考える。ここで留意すべきことは、本稿が、日本人と自然との関係の「本質」や「起源」を明らかにするような試みではないこ

とである。むしろ、そのような起源や本質を確立させている歴史的系譜を、近代的な物語（ナラティブ）として捉えることに、筆者の研究の出発点はある。また例えば、近代期において、わが国の自然の風景に対する認識が、日本三景や近江八景などの美意識からの脱却であったとして、しばしばステレオタイプの的に語られてきた。西田（1994）は瀬戸内海を事例として、明治後期において「伝統的風景が徐々に姿を消し、近代的風景が徐々に姿を現してくる過程」をそこに読み取った。しかしながら筆者は、伝統的風景の消失と、近代的風景の発生といった二項対立として捉えるのではなく、近代的と思われる風景がみいだされた同じ場面で、伝統的な風景もみいだされたかと捉えたい。すなわち、近代期における風景へのまなざしは、伝統から近代への転換という素朴な指摘のみで説明されるのではなく、ともに共通したある社会的事象の分析から明らかにされるものであると考える。本稿においては、そのような風景地の成立に関わる社会的背景として、近代の国民国家の形成と、これに伴う国土空間の生産や国家像の形成を問題にしたい。

土屋（1990）は、インドネシアを事例として、想像の共同体としての国民国家が成立する過程において、「憲法、国旗と国歌、独立記念碑、英雄墓地、国会と大統領官邸、国立大学と国会図書館等々」の「国民と国家の至上性を示すシンボル」が作られると同時に、「うるわしの祖国」を讃える様々な営みがあったことを指摘する。この「うるわしの祖国」とは、国民にノスタルジアという心情を喚起するような、美しい熱帯の田園風景によって代表されるものである（土屋，1991）。すなわち、うるわしの祖国という風景が、祖国を象徴する風景であるという意識が共有されたことを手がかりとして、インドネシア国民であるという意識の共有の達成が、土屋（1991）によって論じられたのであった。このように、近代における国民国家形成と意味や価値が充填された国土空間の生産といった、地理的思

想の込められた事象の解明は、今日の人文地理学的研究課題ともなっている¹⁾。

そこで本稿においては、国民国家の成立と極めて親和的に、国家によってオーソライズされた風景地の創出を事例とする。具体的には、わが国の国立公園制度の成立と、同時期における庭園協会、森林美学、日本新八景などの風景地の創出にかかわるいくつかの事象を参照しつつ、近代における風景地の創出に関する研究視点の提示を試みたいと考えるのである。

II 風景地の創出に関わる国立公園という制度

明治30年代、欧米のナショナル・パークが、国園、国有公園、国設公園、国立公園などと翻訳され、天然物や自然風景の国家による保護手段として紹介されたことが、わが国の国立公園制度成立のはじまりであった(丸山、1994)。明治44、45年には、帝国議会において「国設大公園設置ニ關スル建議」(第27回帝国議会)および「日光山ヲ帝國公園ト為スノ請願」(第28回帝国議会)をはじめとする国立公園設置に関する5件の建議と請願が採択された。また同じ時期、後の史蹟名勝天然記念物保存制度として実現する「老樹大木保護ノ法ヲ設定セラレタキ請願」(第27回帝国議会)と「史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議」(第27回帝国議会)が採択された。このように、国立公園と史蹟や名勝の国家による制度化が同時期におこなわれたことは注目されてよい。その理由の一方には、明治50年を記念して開催が予定されていた大日本博覧会を控えて、景勝地への観光客の誘致という意図が、そこには込められていたからである(丸山、1994)。また他方、より重要な点として、国土に分布する史蹟や天然記念物、あるいは自然の風景が、国家によって規格化された枠組みのなかで制度化が要請されたと捉えることができる。すなわち、これらの諸制度の成立が、国土空間の生産や国家像の形成に関わる問題であると考えられるからである。

その後、国立公園の制度化においては、大正8年をひとつの画期とする。大正8年には、内務省大臣官房地理課が所管する史蹟名勝天然記念物保存法が施行され、また内務省大臣官房都市計画課が所管する都市計画法が施行された。丸山（1983）が指摘するように、史蹟名勝天然記念物保存法は、国立公園の要件でもある「勝地の保護」という理念を実現したものであり、一方で都市計画法によって、公園などのオープンスペースがあらためて問題とされたのであった。当時公園を所管していた内務省衛生局は、このような諸制度化を受け、国立公園の調査をはじめることになったのである。大正10年以降、国立公園制度と候補地に関する具体的な調査が、内務省衛生局によってはじめられると、全国各地から帝国議会に対して、地元の風景地を国立公園に推薦する建議と請願が多数提出され、採択された。大正10年から昭和6年までの約10年間に、のべ170件余りの建議と請願が帝国議会において採択されたのであった（丸山、1994）。このような多数の建議と請願の背景には、経済的な効果をもたらす地方振興策としての位置付けがあった（丸山、1983）。また一方で、各地方において国立公園に相応しい風景地がみいだされた過程でもあったと考えられる。すなわち、国立公園制度というひとつの基準に呼応し、各地の風景地がそれに相応しい風景地として仕立てあげられる過程であったと考えられるのである（荒山、1995）。

国立公園の制度化が実現するのは、昭和4年の国立公園協会設立と、雑誌『国立公園』の創刊以降である。昭和6年には国立公園法が施行され、翌昭和7年には候補地が決定された。そして、昭和9年と同12年に、先の候補地決定に従い、阿寒、大雪山、十和田湖、日光、富士、中部山岳、吉野・熊野、瀬戸内海、大山、阿蘇、雲仙、霧島という12箇所が国立公園の指定をうけたのであった。

そもそも、国立公園というような国家が管理や経営をおこなう自然公園

は、19世紀のアメリカ合衆国にはじまる近代的な制度である。今日、世界には50か国あまりの国々に国立公園制度は存在するが、国立公園 (national park) の歴史によれば、1872年 (明治5) にアメリカ合衆国のイエローストーン川上流の一部がパブリックパークに指定されたことを嚆矢とする。そして19世紀末には、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコなどに国立公園が誕生し、今世紀においても世界の各国に国家が経営する公園が設置されてきた。丸山 (1994) は、世界各国の国立公園設立の時期に注目し、次のような2つの傾向を読み取っている。すなわち「ひとつは帝国主義支配下に宗主国により植民地に設定される場合」、そしてもうひとつは「民族主義の高揚期、ナショナリズムの高揚期」である。このような国立公園設置の傾向を鑑みて、丸山 (1994) はわが国に国立公園が紹介されはじめた時期に注目することの重要性を示唆している。

たとえばヨーロッパ各国の国立公園設立期に相当する19世紀末から20世紀初頭においては、国家制度の下での景観の保全や天然記念物の保存、自然保護、ナショナルトラスト運動などがはじめられた。プロイセン (ドイツ) においては、1902年に景観保全、1904年に天然記念物保存がそれぞれ制度化され、また、イギリスにおいては、1880年の鳥獣保護法の成立、1885年のナショナルトラスト設立などがみられた (林業と自然保護問題研究会、1989)。このように、国立公園設立期に、天然記念物や歴史的遺産などの、国家による制度化が行なわれたことは、前述のように、わが国の事例においても共通する。そして近代国民国家の形成と、このような自国の自然や文化、歴史、伝統、遺産などの制度化がきわめて親和的であることには注目すべきである。

すなわち、これら一連の諸制度の成立は、伝統からの脱却というよりも、国家像の形成に結実するような、国家に固有の文化や歴史、伝統、遺産を作り上げる近代的な運動に他ならない。ここで重要な点は、美的な風景地

や文化的な遺産が、あらかじめ準備された所与のものではなく、国土空間の成立や国家像の形成に伴って創り出されたものであると捉えることにある²⁾。

わが国の国立公園の制度化にとっては、前述のように、史蹟名勝天然記念物保存法が施行された大正8年から、内務省衛生局による国立公園候補地の調査がはじまる大正10年までと、昭和4年の国立公園協会の設立を2つの画期とする。そこで、大正10年以前における庭園協会の活動と森林美学、昭和初期における国立公園協会の活動と「日本新八景」選定にそれぞれ注目し、わが国における風景地の創出について概観したいと考える。

III 庭園協会と森林美学

前述のように、わが国の国立公園の理念は、大正8年以降にその枠組みが形成されたと考えられる。国立公園の恒常的な調査には、昭和4年の国立公園協会発足をまたねばならないが、大正8年に設立された庭園協会によって、国立公園の基本的な枠組みは議論された。

庭園協会は、大正8年の創設後、月刊の雑誌『庭園』を創刊した。その第1号によれば、同協会の取り扱い問題は、森林公園、自然公園をはじめ、都市の修飾、庭木園芸、風致園芸、風景の修飾、天然記念物、史蹟名勝老樹名木の保存、名園の調査復旧、神社墓陵の境内、運動場、林間療養場の設備、森林美の問題などというように、広範にわたっている。また、『庭園』には、次のような内容の特集も組まれた。大正10年には「名園」「国立公園」「花壇」「小庭園」「遊園地」「名勝地」「甲州」「秋の庭園」「公園」など、翌大正11年には「京都」「学校園」「海外造園」「庭燈籠」「都市修飾」「天然生活」「西洋庭園」「信州」、大正12年には「東洋庭園」「海外の国立公園と森林公園」などである。すなわち、大正期末において、この庭園協会と『庭園』が風景を論じるひとつのメディアとして機

能していたのであった。そのような広い守備範囲の中で、内務省衛生局によって国立公園調査がはじめられた大正10年の『庭園』第3巻第2号には、国立公園の特集が組まれた。わが国の国立公園設立の基礎をつくりあげた造園学の田村剛（1921a）は、国立公園の特質として次の三点を列記した。

1. 国土を代表するに足る大風景たること
2. 国土国民を記念するに足る史蹟名勝天然記念物を有すること
3. 国民の体育休養に関する施設を有すること

まず第1には、日本の国土を代表することが国立公園の要件とされた。日本の国土を代表する風景は、大正期以前にも、様々な場面で、特定の個人的な意見としては語られてきたであろうが、国家の制度として、日本を代表するような風景地のオーソライズはこれまでなされていなかったものである。第2に、国立公園は単に自然の風景地であるだけではなく、大正8年に制度化された史蹟・名勝・天然記念物の存在がその要件とされたのである。そして第3には、国民の利用できる施設が必要であるとされた。

また田村（1921b）は、この「国立公園特集号」の冒頭で次のように述べた。

かくして吾人は一日も早く国民保健教化のために国土の記念装飾のために国立公園が日光富士日本アルプス中の一部等に設立され、やがては全国に亘つて有ゆる名勝遊覧地を網羅して完全なる国立公園系統の樹立されんことを要望に堪えないのである。

すなわち、前述のような要件を満たす国立公園を、日本の国土全体に網羅するように設置すべきであると述べたのである。このように、国土全体に国立公園を配置するという発想は、国立公園が国民全てに共有されるものであること、そして国立公園の理念が込められた、意味や価値の充填された均質な国土の成立を意味しているのである。すなわち、この田村の構想からは、国立公園制度が日本国土の可視化のひとつの装置であること

が読み取れるのである。

また、林学の上原敬二（1921）も同様に、国立公園とは「国土装景」の一部であるとし、国立公園制度の成立によって、国土の組織的な有機体の成立を構想したのであった。

国土装景とは何であるかと云えば国土をして美しくする事である。自然に存在する風景の要素を利用し、人工的に施設する都市と結合し、組織的な有機体として一国の美観を増す手段としたいのである。

このような国立公園の構想には、日本国土全体が視野に入れられ、それぞればらばらな風景地を日本国土と言う一つの軸の中で序列化・規格化したこと、そして、このようなナショナルな制度の要請によって、あらためてローカルな風景地が成立する契機となったと考える。

さて、同時期におけるこのような風景の制度化は、国立公園の成立とは別に、森林美学として確立しつつあったことを指摘しておきたい。大正天皇の御大典にあたり、多くの記念事業が実施される中、大正4年以後、山林局が全国各地に御大典記念保護林の指定をおこなった。また、山林局は同時期に、学術参考保護林の指定もはじめた。これらの保護林は、水源の涵養などの目的もあったが、一方で、森林美や風景美の国家による制度化として捉えることも可能である。また、ここにおいて重要な点は、前者の御大典記念保護林が、全国各地に8,618件設定され（遠藤、1934）、日本国土を網羅して分布していたという点である。すなわち、大正天皇の奉祝という国家の事業によって指定された保護林の分布が、まぎれもなく日本の国土を示していると解釈することが可能である。このような森林保護の思想を含めた森林美学は、大正7年に、ドイツのハインリッヒ＝フォン＝ザリッシュ Heinrich von Salisch³⁾ の森林美学から影響を受けた新島善直・村山醸造（1918）による『森林美学』からも読み取れる⁴⁾。『森林美学』の要点は、美的価値を有する森林の研究であるが、そのような美的な

森林を一般大衆が利用し、「美的享楽」の大衆への普及という論点もみられる。これは大正期における都市生活者の新たな生活スタイルを反映した、いわゆる「山水ブーム」と呼応するものであった。すなわち、国立公園制度の基本的な枠組みが形成された時期に、森林美の理念の形成と、これを国土と国民に普及させるような保護林制度がみられたのであった。

IV 国立公園協会と日本新八景

昭和2年、国立公園協会の発起人会が丸の内東京会館において開催された。同協会の創立を伝える雑誌『庭園』（9-12、1927）によれば、発起人は、農林、文部、内務、宮内、鉄道の各次官、山林、地方、運輸、林野、土木、衛生の各局長などと、大阪商船、日本郵船、大阪朝日、国民新聞、大阪毎日、そして林学、農学、理学、文学、法学などの学識経験者を含めた官民合同の49人であった。その趣意書には以下のように国立公園の理念が述べられている。

本邦は夙に世界有数の風景国として称せられ其の風光の尤もなるものに至りては真に世界の偉観であり御国の誇たるもの少しとしないのである。而して斯る大風景の保護並に施設は所謂国立公園事業の分野に属するものであって、之れは独り現在並に将来の国民のために必要であるのみならず、広く世界人類の爲めにも貢献する所のものであり、これが実現は国民の負ふて居る文化的責務であると謂はねばならぬ。（中略）かくして民衆の大休養地、国民の大運動場として国立公園を設置することは、（中略）国民をして雄大なる山川に接し剛健の気風を養成せしむるに極めて適切なものとなり来つたのである。

ここにみられる国立公園設置の趣旨は、前述の田村（1921a・b）や上原（1921）が大正期につくりあげた理念を踏襲しているといえよう。

国立公園協会は、昭和4年に正式に発足し、同年3月からは機関雑誌『国立公園』が月刊で刊行されるようになった。そして、国立公園協会の活動を、雑誌『国立公園』の記事から列記しておきたい。国立公園協会発

足後の昭和4年8月には、東京日本橋三越で「国立公園展覧会」が開催されたのをはじめ、翌昭和5年の夏には大阪三越において同様の展覧会が開催された。また、昭和5年には、東京銀座伊東屋において「国立公園写真展」が開催され、そのほかにも、国立公園候補地の映画（昭和6年）の撮影とその上映会、「国立公園洋画展覧会」（昭和7年、東京三越本店、大阪三越、高松市）、国立公園のラジオ特別講座（昭和8年）などの、一般大衆に対する国立公園の宣伝がなされたのであった⁵⁾。また、ジャパントーリストビューローや東京日日新聞社の後援のもとで、昭和4年以降、富士山、十和田湖、上高地、奥日光、九州一周、黒部溪谷などへの旅行会も開催された。このような展覧会や旅行会の開催を通して、国立公園の理念が一般大衆に宣伝されたのであった。

また、国立公園実現に向けて様々な活動がはじめられた昭和2年には、昭和という新しい時代に相応しい「日本新八景」の選定が企画された⁶⁾。

日本新八景の選定は、大阪毎日新聞・東京日日新聞両社が主催し、鉄道省が後援しておこなわれた。あらたな昭和の時代を代表する日本の八景を、海岸、温泉、瀑布、山岳、湖沼、溪谷、河川、平原という8つのカテゴリーからそれぞれ選定するものであった。選定の方法は、4月10日から5月20日までの間に、ハガキ1枚に1つの風景地を記入する投票によって、新聞社が集計し、得票数の多かった約100景を候補として、49人の審査委員が討議の末、最終的な八景を決定するというものであった。49人の審査委員は、横山大観、松岡映丘、小杉未醒、三宅克巳などの画家15人、泉鏡花、田山花袋、幸田露伴、北原白秋などの文筆家10人、小川琢治、内藤湖南、本多静六、鳥居龍蔵、脇水鐵五郎、田中阿歌麿、黒板勝美、田村剛からなる学者8人、そのほか実業家3人、登山家2人、写真家1人、そして内務省地理課長、地方局長、鉄道省運輸局長など官庁関係10人から構成されていた。昭和初期の日本の人口が約6,000万人であったなかで、総投票数は

約9,350万票、1,450景が推薦された。また、沖縄を除く全国各地から県単位の風景地の組織的な集票活動が展開され、10万票以上の得票を集めた風景地は145景あった。

国立公園候補地として昭和7年に指定された風景地のうち、十和田湖734,112票、白馬岳207,891票、上高地606,391票、温泉(雲仙)岳3,818,721票、華厳滝(日光)214,381票、阿蘇山555,934票、大台が原山501,556票、富士五湖1,328,978票、霧島山392,844票というそれぞれの組織的な集票活動がみられた。これらの集票をおこなった地元の組織からは、後に国立公園誘致の組織へと発展した例も見られた。

たとえば長野県上高地の場合、昭和2年に日本新八景入選期成同盟会が結成され、日本新八景選定後の同年7月16日には上高地保勝会へと改称された。さらにこの保勝会は、昭和6年6月28日に、国立公園長野県支部(日本アルプス国立公園協会)に発展し、昭和9年7月28日には、長野県観光協会へと発展したのであった。すなわち、この日本新八景選定事業が、地方の一国立公園協会と観光協会の基礎を作ったのであった。また武田(1934)によれば、上高地の組織票集めに関わる資金は、松本市が市費500円を補助し、京浜電力や梓川電力、筑摩鉄道会社からも寄付を募った。このように、風景地の創出に、地方行政や電力・鉄道資本が関わったのであった。すなわち、この日本新八景選定事業において重要な点は、ある風景地を巡って、全国各地に入選期成の組織が結成された点にある。そしてまた、1,450景にもものぼる風景地がリストアップされたことにも留意する必要がある。

V 風景地の創出あるいは国土の可視化

従来国立公園は、自然の風景地の指定を通じた保護や利用の制度として捉えられてきた。しかしながら、わが国の国立公園は、単に自然の風景地

のみではなく、今日の文化財と共通する事物が区域内に存在することをその要件には求められていた。風景地の創出というテーマは、単にローカルな風景地が、たとえば近代的なまなざしのもてみいだされたというのではなく、国土空間の生産や国家像の形成という社会的な背景の中で理解されねばならない。

そこで最後に、国立公園のその後の展開について概観しておきたい。戦前期においては、植民地であった朝鮮や満州にも国立公園の設置が構想されていた。田村（1935）は、国立公園の設立は「その国民の文化的責務」であるとして、台湾在住者のみならず「内地人の利用のためにも適切」なものとして、国立公園の設置を主張したのであった。

昭和13年に厚生省が設置されると、国立公園の所管は、内務省衛生局から厚生省体力局へと移管された。そして、国立公園の意義については、国民が日本のすぐれた自然を学ぶための「道場」であることが一層強調されたのであった（藤木、1942）。

昭和18年、『国立公園』は『国土と健民』と改称され、国立公園協会も国土健民会へと改称された。この国土健民会のあらたな趣意書では、国立公園などの日本の風景地の意義が、次のようにより明確に示されたのであった。

されば我が国土に汎く存する山岳、森林、溪谷、海洋、湖沼、高原、温泉等自然の景観地と悠久三千年の歴史に輝く聖地、霊場、史蹟地、神社、仏閣等は以て国民精神の陶冶と心身の鍛練とに資する天与の国民錬成道場たらざるはない。而してここに我が国土を代表する景勝地として設定せられたる十二国立公園も亦国民錬成の一大健民道場たるは申すまでもない。

また、わが国の国立公園制度が、日本国土の可視化を行なう装置であることは次の事例からも裏付けられよう。太平洋戦争の後、アメリカ合衆国の支配権下におかれた琉球列島は、昭和47年（1972）5月15日のいわゆる

沖縄返還協定の発効によって、「沖縄返還」として実現した。そしてその同じ日、わが国第24番目の国立公園として、沖縄県の西表国立公園が指定をうけたのであった。

本稿の一部は、日本地理学会「空間と社会研究グループ」第2回研究集会（1994年11月14日）において報告をおこなった。

注

- 1) 国民国家の形成に伴う、ナショナルアイデンティティと風景というテーマは、近年の英語圏における地理学の主要な課題のひとつである。Cosgrove (1990, 1992) を参照されたい。
- 2) このような研究の着想は、ホブズボウム (1992) 以来、ひろく人文・社会科学に受容されてきた「伝統の創造」と問題意識を共有することを意味している。
- 3) ザリッシュュは、1885年に *Forstästhetik* 初版を刊行し、森林美学を林学の一部分として確立した。
- 4) 執筆を担当した新島善直は、当時、東北帝国大学農科大学林学科において「森林美学」という講義を担当していた。
- 5) たとえば国立公園展覧会に関しては、『国立公園』（2-7、1930）によれば「我が国立公園候補地及名勝地の實状並海外の国立公園の状況を紹介し国立公園に関する思想普及と之に對する正當なる理解の喚起に努むる目的を以て叙上關係地の實況をパノラマ式應用にて表現せるものを主として観覽に供し異常の好評を博した」とされている。
- 6) 日本新八景の先行研究については、田中 (1981)、白幡 (1992) を参照されたい。

文 献

- 安達安太郎編著 (1934)：『日本山林史保護林篇 上』日本山林史刊行会、908p.
荒山正彦 (1995)：文化のオーセンティシティと国立公園の成立——観光現象を対象とした人文地理学的研究の課題——. 地理学評論、68 (印刷中).
上原敬二 (1921)：風景の利用と国立公園に就て (上). 庭園、3、pp. 38-42.
岡本勇治 (1928)：日本に於ける国立公園の計画と原始的郷土美の保存に就て. 史蹟名勝天然記念物、3、pp. 114-122.

- 白幡洋三郎 (1992): 日本八景の誕生 — 昭和初期の日本人の風景観 — .
古川 彰・大西行雄編著『環境イメージ論 — 人間環境の重層的風景 — 』
弘文堂、pp. 277-307.
- 武田鎌次郎 (1934): 国立公園となるまで — 日本八景選挙の思ひ出 — .
三島秀一編著『日本アルプス国立公園記念俳句集』つる草社、pp. 7-12.
- 田中正大 (1981): 『日本の自然公園 — 自然保護と風景保護 — 』相模書房、
284p.
- 田村 剛 (1918): 府縣立公園と郷土風景の保存. 大日本山林會報、429、pp.
16-21.
- 田村 剛 (1921a): 国立公園の本質. 庭園、3、pp. 43-45.
- 田村 剛 (1921b): 主張 国立公園の要望. 庭園、3、p. 37.
- 田村 剛 (1935): 朝鮮及満州に国立公園の設置を望む. 国立公園、7(9)、
pp. 6-9.
- 土屋健治 (1990): <想像の共同体>としての国民国家. 矢野 暢編著『東
アジア学の手法』弘文堂、pp. 264-280.
- 土屋健治 (1991): 『カルティエの風景』めこん、278p.
- トマス、K. 著、山内 稔監訳 (1989): 『人間と自然界 — 近代イギリスにお
ける自然観の変遷 — 』法政大学出版、470p. Thomas, K. (1983): *Man
and the Natural Worlds: Changing Attitudes in England 1500-1800*.
Allen Lane.
- 新島善直・村山醸造 (1918): 『森林美学』成美堂書店、680p. [復刻版は1991、
北海道大学図書刊行会]
- ニコルソン、M. H. 著、小黒和子訳 (1989): 『暗い山と栄光の山 — 無限
性の美学の展開 — 』国書刊行会、534p. Nicolson, M. H. (1959): *Moun-
tain Gloom and Mountain Glory: The Development of the Aesthetics
of the Infinite*. Cornell University Press.
- 西田正憲 (1994): 明治後期における瀬戸内海の近代的風景の発見と定着. ラ
ンドスケープ研究、58、pp. 211-217.
- 藤木九三 (1942): 錬成道場としての国立公園の使命. 国立公園、14(5)、pp.
4-6.
- ホブズボウム、E. (1992): 序論 — 伝統は創り出される — . ホブズボウ
ム、E.、レンジャー、T. 共編、前川啓治・梶原景昭他訳『創られた伝統』
紀伊國屋書店、pp. 9-28. Hobsbawm, E. & Ranger, T. eds. (1983):
The Invention of Tradition. Press of the University of Cambridge.
- 丸山 宏 (1983): 国立公園設置運動に於ける社会・経済的背景. 京都大学農

学部演習林報告、55、pp. 271-290.

丸山 宏 (1994): 『近代日本公園史の研究』思文閣、380p.

林業と自然保護問題研究会編 (1989): 『森林・林業と自然保護 — 新しい森林の保護管理のあり方 —』日本林業調査会、345p.

Cosgrove, D. (1990): ... Then we take Berlin: cultural geography 1989-90. *Progress in Human Geography*, 14, pp. 560-568.

Cosgrove, D. (1992): Orders and a new worlds: cultural geography 1990-91. *Progress in Human Geography*, 16, pp. 272-280.

(文学部助手)